

ナンバープレートの見方

■検査対象軽自動車



▲自家用(黄地に黒文字)



▲事業用(黒地に黄文字)

■登録自動車(普通板)



▲自家用(白地に緑文字)



▲事業用(緑地に白文字)

■登録自動車(大板)



▲自家用(白地に緑文字)



▲事業用(緑地に白文字)

登録自動車で大板プレートを取りつける自動車は、普通自動車で、車両総重量が8t以上の車、最大積載量が5t以上の車、または、乗車定員が30人以上の車です。

陸運支局を表す文字

種別及び用途を表す数字

封印



自家用、事業用を表す文字

4桁以下の一連番号

■管轄する陸運支局を表す文字

札幌 又は 札	札幌陸運支局管内の車を表す
函館 又は 函	函館陸運支局管内の車を表す
室蘭 又は 室	室蘭陸運支局管内の車を表す
帯広 又は 帯	帯広陸運支局管内の車を表す
釧路 又は 釧	釧路陸運支局管内の車を表す
北見 又は 北	北見陸運支局管内の車を表す
旭川 又は 旭	旭川陸運支局管内の車を表す

■種別及び用途を表す数字

●登録自動車

1、10から19まで 及び100から199まで	貨物の運送の用に供する 普通自動車
2、20から29まで 及び200から299まで	人の運送の用に供する乗車 定員11人以上の普通自動車
3、30から39まで 及び300から399まで	人の運送の用に供する乗車 定員10人以下の普通自動車
4、6、40から49まで、60から 69まで、400から499まで及び 600から699まで	貨物の運送の用に供する 小型自動車
5、7、50から59まで、70から 79まで、500から599まで及び 700から799まで	人の運送の用に供する 小型自動車
8、80から89まで 及び800から899まで	キャンピング車、広告宣伝用自動車、 霊きゅう自動車その他特種の用途に 供する普通自動車及び小型自動車
9、90から99まで 及び900から999まで	大型特殊自動車 (次に規定するものを除く)
0、00から09まで 及び000から099まで	自動車抵当法第2条ただし書に 規定する大型特殊自動車

●検査対象軽自動車

40から49まで	貨物の運送の用に供する自動車
50から59まで	人の運送の用に供する自動車
80から89まで	散水自動車、広告宣伝用自動車、 霊柩自動車、その他特種の用途 に供する自動車

■自家用・事業用を表す文字

●登録自動車

事業用	あ.い.う.え.か.き.く.け.こ.を
自家用	さ.す.せ.そ.た.ち.つ.て.と.な.に.ぬ.ね. の.は.ひ.ふ.ほ.ま.み.む.め.も.や.ゆ.ら. り.る.ろ *レンタカー わ.れ

●検査対象軽自動車

事業用	り.れ
自家用	あ.い.う.え.か.き.く.け.こ.さ.す.せ.そ. た.ち.つ.て.と.な.に.ぬ.ね.の.は.ひ.ふ. ほ.ま.み.む.め.も.や.よ.ら.る.を *レンタカー わ

●検査対象外軽自動車

二輪の軽自動車(排気量が250cc以下) **1** 札幌あ 等特殊な軽自動車(スノーモービル等) **0** 札幌あ 等

●二輪の小型自動車

軽自動車以外(検査を受ける必要のあるもの) **札幌ま** 等